

鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、地域住民が森林所有者等と協力して実施する里山林をはじめとする森林の保全管理や山村地域の活性化に資する取組の促進を目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は別表1第1欄に掲げる事業とする。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、補助対象事業を実施する別表1第2欄に掲げる者とする。

(補助対象経費及び補助上限額等)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に係る別表1第3欄に掲げる経費とする。

- 2 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）とし、同表第4欄に定める額以下とする。

(交付申請の時期等)

第6条 本補助金の交付申請は、原則として、補助事業を実施する日の30日前までに行うものとする。

- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。
- 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

- 2 本補助金の交付決定通知は、様式第3号によるものとする。
- 3 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第5条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(着手届を要しない場合)

第8条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同条第1号又は第2号に規定する場合以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(承認を要しない場合)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、補助対象経費の増額以外の変更とする。

2 第7条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(実績報告の時期等)

第10条 本補助金の実績報告は、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日までに提出しなければならない。ただし、補助事業の完了又は中止、若しくは廃止の場合は、その日から速やかに提出しなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、それぞれ様式第1号及び様式第2号によるものとする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(財産処分の制限)

第11条 規則第16条のただし書きの期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15条)に定める耐用年数に相当する期間とする。ただし、同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間とする。

2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 取得価格又は増加価格が50万円以上の施設等

(2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの。

(雑則)

第12条 規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月1日から施行し、平成29年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行し、平成30年度の事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年5月28日から施行し、令和元年度の事業から適用する。

別表 1（第 3 条、第 4 条、第 5 条関係）

1 補助対象事業及び内容		2 補助対象者	3 補助対象経費	4 市補助金の上限額
鳥 取 市 森 林 ・ 山 村 多 面 的 機 能 発 揮 事 業	(1) 活動推進費（初年度のみ）	森林・山村多面的機能発揮 対策実施要領（平成25年 5月16日25林整森第7 4号林野庁長官通知。以下 「国要領」という。）第2に より設置した地域協議会	地域協議会が対象活動組織 に対し本事業を実施するた めに交付する経費	18,750円
	(2) 地域環境保全タイプのうち 里山林保全活動とし、里山林景観 を維持するための活動			20,000円/ha
	(3) 地域環境保全タイプのうち 侵入竹除去・竹林整備活動とし、 侵入竹の伐採・除去活動			47,500円/ha
	(4) 森林資源利用タイプのうち しいたけ原木などとして利用す るための伐採活動			20,000円/ha
	(5) 森林機能強化タイプとし、路網 の補修・機能強化等の活動			133円/m
備 考 1 第3欄の補助対象経費は、国要領別紙3第4（2）イの表種類欄に掲げる①から⑥までの活動内容に限る。 2 第4欄の市補助金の上限額は、国要領別紙3第4（2）イに定められた国の交付に連携し、地方公共団体が地方単独事業として実施する場合の交付単価に1／2を乗じて得た額以下とする。 3 総額については10円未満四捨五入かつ100円未満切り捨てとする。				

様式第1号（第6条、第10条関係）

年度鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業実施計画（実績報告）書

1 目的

（注：現況、本補助金を交付する意義及び推進に関する基本的考え方等について記載する。）

2 事業内容

鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金

（単位：円）

区 分	国の交付金 (A)	国の交付に連携 した地方の交付 額の上限((A)に 1/3 を乗じた額) (B)	県補助金 ((B)に 1/2 を乗じた額 以下の額) (C)	市町村 補助金 (D)	計 (A)+(C)+ (D)
里山林等において活動組織が行う以下の活動に要する経費					
①活動推進費					
②地域環境保全タイプのうち里山林保全活動					
③地域環境保全タイプのうち侵入竹除去・竹林整備活動					
④森林資源利用タイプ					
⑤森林機能強化タイプ					

〈注意〉

実績報告の際には、変更となった部分が容易に比較対象できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

3 事業完了（予定）年月日

年 月 日

4 他の補助金の活用の有無（有・無）

※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をしてください（国要領に係る交付金等を除く。）。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問合せ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

5 消費税の取り扱い（一般課税事業者・簡易課税事業者・免税事業者）

※消費税の取り扱いについて、「一般課税事業者」、「簡易課税事業者」、「免税事業者」のいずれかに○をしてください。

6 添付書類

国へ提出した森林・山村多面的機能発揮対策交付金の実施計画書（実績報告書）の写し

様式第2号（第6条、第10条関係）

年度鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業収支予算（決算）書

1 収支予算（又は精算）

（1）収入の部

（単位：円）

区 分	予算額	精算額	差引増減額	備考
県補助金				
国 費				
市町村費				
そ の 他				
合 計				

（2）支出の部

区 分	予算額	精算額	差引増減額	備考
活動組織向け補助金				

2 補助金精算

補助金交付 決定額	精算事業費	交付率	精算補助金	既受領補助 金総額	差引補助金 未受領（返 還）額	備考
円	円		円	円	円	

〈注意〉

実績報告の際には、収支予算から変更となった部分が容易に比較対象できるよう変更部分を二段書きとし、変更前を（ ）書で上段に記載するものとする。

様

職 氏 名 印

〇〇年度鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付第 号の申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第7条第1項の規定により通知します。

記

1 対象事業

本補助金の補助事業（又は直接補助事業）の内容は、・・・・・・・・とする。

2 交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、補助事業（又は直接補助事業）の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

- | | | |
|----------|---|---|
| （1）算定基準額 | 金 | 円 |
| （2）交付決定額 | 金 | 円 |

3 経費の配分

本補助金の補助対象経費の配分及びその配分された経費に対応する交付決定額は、.....とする。ただし、対象事業の内容が変更された場合においては、別に通知するところによる。

4 交付額の確定

本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第5条第2項及び第7条第3項の規定を適用して算定した額と、前記2の（2）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

5 補助規定の遵守

本補助金の收受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に従わなくてはならない。

番 号
年 月 日

職 氏 名 様

〔地域協議会〕

住 所

団 体 名

代表者の役職及び氏名

印

〇〇年度鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業仕入控除税額確定報告書

年 月 日付第 号をもって交付決定通知のあった鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金について、鳥取市森林・山村多面的機能発揮対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1 適正化法第15条の交付金の額の確定額 金 円
(〇年〇月〇日付第〇号による額の確定通知額)
- 2 交付金の確定時に減額した仕入に係る仕入控除税額 金 円
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入に係る仕入控除税額
金 円
- 4 補助金返還相当額 金 円

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・消費税確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）
・付表2「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書」の写し
・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
・交付事業者が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該交付金に係る仕入に係る仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載
[]

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあっては、申告予定時期も記載すること。

- 6 当該交付金に係る仕入控除税額がない場合、その理由を記載
[]

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。
なお、交付事業者が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。
・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の収受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
・新たに設立された法人であって、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料
・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の収受印等のあるもの）